



天草エアライン株式会社

「安全報告書」

(2019 年度)

安全報告書の公表について

この安全報告書は、航空法第 111 条の 6 及び航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 の規定に基づき作成し、公表致します。(内容は、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日を対象。但し、注記の部分を除きます。)

— 目次 —

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針	1
II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報	1
III. 日常運航の支援体制	3
IV. 保有航空機に関する情報	5
V. 運航状況に関する情報	6
VI. 法第 111 条の 4 に基づく報告に関する事項	6
VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項	7
VIII. 安全目標と取組み	7

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針

安全憲章

1. 安全運航は天草エアラインの存立基盤であり、社会への責務です。
2. 私たちは、一便一便の安全運航を維持するために、経営トップから社員一人一人に至るまで、安全最優先の意識を持ち続けます。
3. 私たちは、安全に関する情報の共有化を図ります。
4. 業務遂行時には、会社の組織力と個々人の知識、経験、技量を最大限発揮し、活用して行きます。
5. 安全管理体制を維持、発展させるためにヒヤリハット情報を活用し、継続的改善を図っていきます。

安全宣言（社長のコミットメント）

- ◎ 安全は、永遠の課題であります。我々は、安全は会社運営の基盤であり、会社発展の源泉であると共に、社会への責務であることを認識して、安全最優先の意識を持っております。
- ◎ 我々は、積極的な安全文化を促進するため、全社的に安全情報を収集し、伝達及び共有化を図ります。
- ◎ 我々は、経営と現場間の意思の疎通を円滑化し、経営トップから現場までが一丸となって安全管理を機能させることを約束します。

II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報

(1) 全体及び安全確保に関する組織（注：2020年8月1日現在）

1) 会社概要

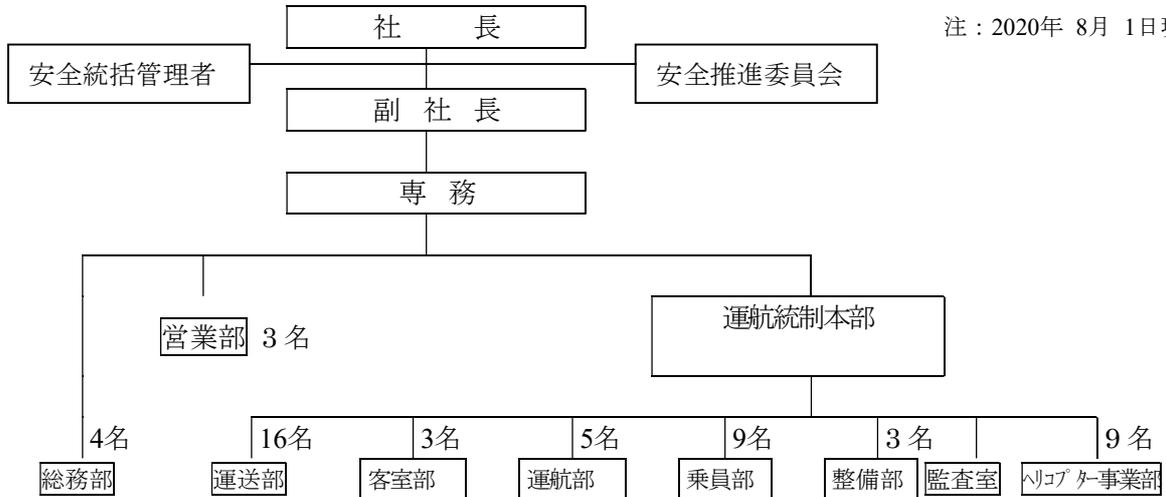
- 商号 天草エアライン株式会社（AMX）
AMAKUSA AIRLINES CO., LTD.
- 設立 平成10年10月12日
- 資本金 4億9,900万円
- 代表者 代表取締役社長 永岡 真
- 本社 熊本県天草市五和町城河原1丁目2080番地5
- 免許 定期航空運送事業・航空機使用事業
運輸省大阪航空局 阪空域免第1201号（平成12年1月21日）

2) 事業概要

国内定期航空運送事業（平成12年3月23日就航開始）

路線	天草 ⇄ 福岡	1日3往復6便
	天草 ⇄ 熊本	1日1往復2便
	熊本 ⇄ 伊丹	1日1往復2便

3) 組織概要



(2) 各組織の機能・役割

① 安全推進委員会

社長直属の委員会であり、航空安全に関する基本方針を策定し、各部門の安全に関する事業活動について有機的に結合させるための総合調整及び指示、助言を行い、役職員の安全意識の徹底を図っております。また、現業部門の状況を把握するとともに、部門間の十分な意思疎通を確保する等の安全管理の実施及び改善を行っております。

② 安全推進委員長

社長が安全推進委員長を務め、会社の安全に関する最終責任者となり、安全管理体制の維持、管理及び改善のための諸施策の指示、実行の責務を負うとともに、安全統括管理者の意見を尊重し、更なる体制強化のための安全施策・投資の最終決定を行っております。

③ 安全統括管理者

専務が安全統括管理者を務め、会社の安全方針を社内に周知徹底し、安全確保のための会社の安全管理の取り組みを統括的に管理する責務及び安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行っております。

④ 総務部

人事・労務、経理、総務に関する業務

⑤ 運送部

旅客貨物運送に関する業務、地上取扱業務（搭載管理、搭降載）及び当該委託管理等

⑥ 営業部

商品・販売促進企画の策定、各種イベントの企画等に係る営業企画業務

- ⑦ 運航統制本部
乗員部、運航部、客室部、整備部、運送部及びヘリコプター事業部の統轄業務
- ⑧ 客室部
客室乗務業務の実施、客室乗務員の勤務割の調整及び決定、客室乗務員の資格・乗務時間の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑨ 運航部
運航管理業務（飛行計画の作成、重量重心位置の計算、気象状況の把握等）実施、運航管理者の勤務割の調整及び決定、運航業務訓練計画の立案及び実施、運航業務に必要な申請書等諸手続、関係官庁に対する諸検査の申請及び届出、運航状況の総合把握並びに援助、航空機事故・台風・その他緊急時における応急措置等
- ⑩ 乗員部
乗務の実施、運航業務に必要な携帯品の管理、乗員の勤務割の調整及び決定、乗員の資格・経験・乗務時間等の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑪ 整備部
規程類の制定・改訂及び整備管理一般、整備委託管理、安全・衛生、航空局との調整及び報告等、地上取扱業務（地上走行支援、航空機の燃料補給、防除雪氷、ランプサービス）及び当該委託管理等
注)2018年6月1日より整備業務の管理を日本エアコミューター株式会社(以下、JAC)に委託。整備作業はJACが実施しており、天草エアラインの整備部は、監理業務を実施。
- ⑫ 監査室
認定事業場に係る内部監査総括等
- ⑬ ヘリコプター事業部
熊本県防災消防ヘリコプター受託事業

(3) 運航関係職員の数

注：(2020年8月1日現在)

職種	人数
運航乗務員	9名
客室乗務員	5名
運航管理者	4名

Ⅲ. 日常運航の支援体制

(1) 乗務員、客室乗務員、運航管理者の定期訓練及び審査

日常の運航を支える各社員は、法的に定められた資格に係る教育訓練及び最新情報を把握するために知識の付与や技量を維持するための定期的な訓練・審査を実施しております。

1) 運航乗務員

運航乗務員は、乗務資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を受けなければなりません。訓練内容については、学科訓練、緊急訓練、模擬飛行訓練を実施しております。また、知識及び能力について評価するために国土交通省航空局による技能審査が年2回（副操縦士は1回）及び路線審査が年1回実施されます。（尚、副操縦士は社内審査担当操縦士による審査）

2) 客室乗務員

客室乗務員の資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を実施しております。内容としては、緊急事態を想定とした緊急対策訓練等を含む乗務に必要な知識及び能力の再確認を行っております。

3) 運航管理者

運航管理者は、運航に係る最新情報等を得るための知識の付与及び技量の管理を目的とした定期訓練を行い、また操縦室内の補助席に同乗し、運航乗務員の業務及び飛行状況を把握する路線踏査訓練により更なる安全運航への向上を図っております。

(2) 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

安全を確保するためには、リスク管理を体系的に継続して実施することが重要であるため、下記の制度等を利用した安全情報の収集・伝達及び共有を行っております。

1) 情報の収集

- ① 社内各業務報告制度（機長、整備、客室、運航管理等の報告）による収集
- ② ヒヤリハット報告による収集
- ③ 航空安全情報管理・提供システムからの情報
- ④ 航空機製造者からの情報
- ⑤ 整備業務の管理の受委託によるJACからの情報
- ⑥ その他、他社の安全情報

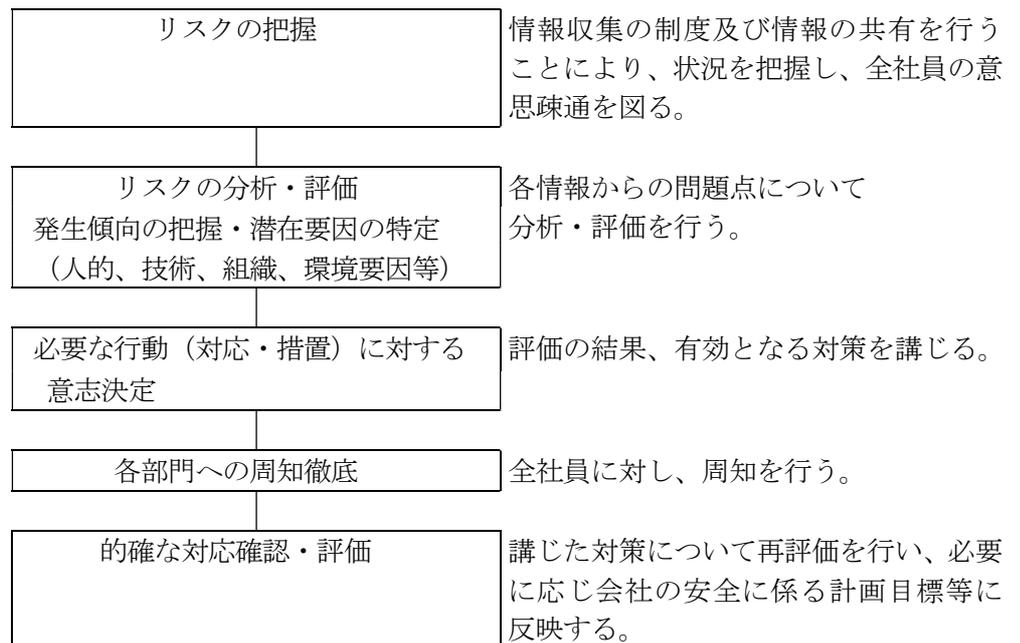
2) 情報の伝達及び共有

効果的情報伝達及び共有は、積極的な安全文化の促進に不可欠であります。当社では、下記により情報の伝達及び共有を図っております。

- ① 年4回開催する安全推進委員会
- ② 月に1回開催する安全推進委員会事務局会議
- ③ 月に1回実施している部課長会
- ④ 毎朝、社長以下、全員出席の下行われる朝礼時に、安全に関する情報を提供し、安全意識の高揚・徹底を図る。
- ⑤ 年2回行っている、経営と社員との社員代表者会議において、経営と現場が率直な意見を交わし、お互いの現状把握、認識の統一を図る。
- ⑥ 安全に係る社内通達又は航空安全ニュースの発行
- ⑦ JACとの整備に係る安全及び品質会議

3) リスク管理（事故等の防止対策の検討及び実施）

リスク管理とは、会社の存続を脅かす可能性のあるリスクを把握し、分析・評価を行い、これらのリスクが、会社運営面で脅威を与えないように排除し、或いは受容もしくは許容できるレベルに低減、維持するように管理することです。（リスク管理の手順は下記に示すとおり）



(3) 安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

役員・社員の安全意識の高揚を図るために、朝礼等を利用して全社員に他社事象含め安全に関わる情報を提供しております。また、自社の情報に限らず、積極的に他社及び他機関の安全情報及び安全ビデオ等を活用しております。各部においても各種安全に係る教育訓練及び安全会議を実施し、常にリフレッシュしながら安全というコンセプトを定着させ、安全文化の醸成を図っております。

IV. 保有航空機に関する情報

- 機材 ATR 社製
ATR42-600型機
客席数 48席 1機保有
- 平均年間飛行時間 1,733 時間
- 平均年間飛行回数 2,975 回
- 機齢 4.6年
- 導入時期 2015年8月

V. 運航状況に関する情報（2019年4月1日～2020年3月31日）

(1) 事業年度の保有機種、路線別輸送実績、路線別便数

路線	輸送実績		運航便数
	有償トンキロ	座席キロ	
天草～福岡	494,398	15,678,624	1,478
天草～熊本	77,168	3,038,784	532
熊本～大阪（伊丹）	364,426	10,224,144	343

有償トンキロ：有償で運送した旅客及び手荷物の重量（単位：トン）と運送した距離（キロ）を掛けたものの合計

座席キロ：運送に使用する航空機の提供座席数と飛行距離（単位：キロ）を掛けたものの合計

VI. 法第111条の4に基づく報告に関する事項

(1) 総件数

1) 発生件数

- ① 事故（航空法第76条第1項） 0件
- ② 重大インシデント（航空法第76条の2） 0件
- ③ その他の安全上のトラブル（航空法施行規則第221条の2第3号及び第4号）
 - 航空機材に起因するもの 3件
 - ヒューマンエラーに起因するもの 1件
 - その他 1件

(2) 主要な不具合の概要と対応

- ・2019年4月1日、右補助翼の不作動が発生した。原因は、GUST LOCK ACTUATOR（駐機中に突風などにより動翼が煽られて損傷しないよう固定するシステムの電動モーター）の一時的な不作動であることを確認、当該部品を交換した。その後、2020年3月に同様の不具合が一時的に発生したために、両翼の該当部品を交換した。
- ・2019年10月19日、貨物室で輸送することが禁止されているリチウムイオン予備電池を受託手荷物として貨物室にて輸送する事象が発生させた。原因はお客様への確認不足と思い込みによるヒューマンエラーであり、保安検査要員の再教育と保安検査体制の見直しにより再発防止を図ると共に繁忙期における保安要員の確保を適切に行うようにした。

- ・2019年11月15日と2020年3月28日、客室非常用照明灯の一部が点灯しない不具合が発生、当該照明灯の電力供給に係る部品を交換した。当該部品については、内部のバッテリー容量が低いことが確認されたため、機体に装備されている全ての非常用証明灯のバッテリーを交換した。今後は、バッテリー容量の低下を招く前に、定期的にバッテリーを交換することとした。

VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項

(1) 他社の飲酒に係る不適切事案の対応について

一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、平成31年4月9日に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」にて取りまとめた「航空従事者の飲酒基準について」を踏まえ、客室乗務員、運航管理従事者及び整備従事者のアルコール検査の義務化されたことにより、2020年1月1日から各対象者に対しても検査を開始しました。運航乗務員に関しましては、他社におけるアルコール検知事案が散発的に続いている状況を鑑み、これまでの飛行前における飲酒制限8時間の設定に加え、飛行勤務前に酒気帯びのおそれとなる過度な飲酒を行わないこと、飲酒量の制限についての基準を明確化しました。

VIII. 安全目標と取組み

(1) 2019年度 安全目標の実施状況

	安全指標	安全目標値	実績
1.	航空機事故（発生件数）	0	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0	0
3.	安全上支障を及ぼす事態発生件数（1000出発当り発生件数）	0.70	1.70
4.	ヒヤリハット報告及び分析件数	67件 18件	82件 20件
5.	日本エアコミューター整備との安全情報の共有	会議体参加 40回	会議体参加 40回

会社が運航を開始して以来、航空機事故及び重大インシデントの発生はなく、2019年度においても安全運航の基本目標として設定した当該目標は達成しました。安全上支障を及ぼす事態に関しては、1000出発便当たりの数値目標0.7件に対して1.70件（2353便に対して4件の事象発生）を計上し、未達成に至りましたことから、来年度はJAC社との連携において更に密な取り組みを行い、弊社社内のコミュニケーション強化による社員の安全意識を高め、更なる機材品質の向上及びヒューマンエラー防止の強化に努めてまいります。その他「ヒヤリハット」及び各事象の要因分析や再発防止対策の検討を目的とした「なぜなぜ分析」、「JAC整備との安全共有のための会議体参加」については、全ての目標項目に対して達成することができました。

(2) 2020 年度 安全指標及び目標値

2020 年度は、前年度の実績等を踏まえた測定可能な安全性を示した安全指標/目標値の継続及び見直しを行い、以下の設定により目標達成に向け努めてまいります。

	安全指標	安全目標値
1.	航空機事故（発生件数）	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0
3.	安全上支障を及ぼす事態発生件数（1000 出発当り発生件数）	0.70
4.	ヒヤリハット報告及び分析件数	67 件 18 件
5	日本エアコミューター整備との安全情報の共有	会議体参加 40 回

○ 安全文化醸成のための具体的施策

安全を高める組織と人づくり

- ・ JAC との整備業務の管理の受委託における安全管理体制をより強固にする。
 - ・ 安全情報や安全への取り組みを JAC と共有し、問題や課題に適切に処置して行く。
 - ・ 安全目標達成に向けて各部ならびに会社全体の PDCA を回し、安全推進活動を活性化する。
 - ・ 安全啓発センター等の啓蒙施設見学を継続して行う。
- (2) 安定した機材運用の継続
- ・ 機材品質と運用に係る諸問題を見逃すことなく発見し、ATR や JAC と共有することで早期に解決する。
 - ・ ATR や JAC から入手した情報を機材品質の維持向上のために積極的に活用する。
- (3) ヒヤリハット報告体制の充実と活用
- ・ ヒヤリハット情報を共有し、再発防止を図る。
 - ・ なぜなぜ分析により安全意識を高め、潜在リスクを発掘する。
- (4) ヒューマンエラーに起因する安全に係る不具合の削減
- ・ 自社で発生した事例を分析し、再発防止を図る。
 - ・ 他社事例を共有することで同種不具合の未然防止につなげる。
- (5) 健康で安全な職場づくり
- ・ 運航乗務員と客室乗務員の疲労管理システムを具体化して定着させる。
 - ・ 全社員が心身共に健康を維持できる職場環境とする。
 - ・ 整理整頓を推進し、無駄や無理をなくすことで作業安全の確保と仕事の効率化を図る。

以 上